

業務部からの報告事項

業務部からの報告事項

1 基金事務所移転に伴う記録管理システム停止について

令和6年11月の事務所移転に伴い、現事務所に設置している記録管理システムサーバ機器等を新事務所に移転するため、令和6年10月28日（月）から11月1日（金）まで記録管理システムを停止します。

システム停止中の業務対応については、令和6年8月1日付けで業務受託機関に通知するとともに、ホームページには加入者等に向けたお知らせを掲載しました。

2 令和6年度事務処理遅延の発生及び事務処理状況調査の実施

農業者年金の届出書等に係る事務処理が6か月以上遅延した場合には、発覚の都度、業務受託機関より連絡をいただき、業務改善計画の提出をいただいているところです。

令和6年度（※作成時点）については、これまで16業務受託機関、21件の届出書について事務処理遅延の報告がありました。（被保険者関係1件、受給権者死亡関係12件、裁定請求関係5件、諸変更関係2件）

また、令和6年度も9月1日から9月20日を調査対象期間として全ての業務受託機関を対象に、農業者年金の届出書等に係る事務処理状況の一斉調査を行い、調査の結果、事務処理遅延を発見した場合は、10月17日までに再発防止策（業務改善計画）を基金に提出するよう依頼しています。

さらに、令和5年度分の業務改善計画のフォローアップを行い、再発防止を徹底してまいります。

3 過誤納保険料の直接還付

令和6年1月より運用が始まった、過誤納保険料の直接還付については、これまでに（※作成時点）470件の直接還付の希望があり、227件について指定する口座へ振込を行いました。

4 令和6年能登半島地震に伴う対応

令和6年能登半島地震の発生を受け、石川県在住の受給権者は期間内に農業者年金受給権者現況届が提出されなくても、年金の支払いを差止めないこととしました。

5 記録管理システムの利用促進の取組について

記録管理システムの利用を促進するため、「令和6年度農業者年金記録管理システム利用促進取組方針」を策定し、全業務受託機関宛てに令和6年6月19日付けで通知しました。

記録管理システムの利用登録割合は、令和5年度末と比べて、令和6年8

月末時点では農業委員会は0.3%増加、JAは合併が進んだことから0.2%減少し、記録管理システムを利用した届出書の作成割合については、農業委員会は2.59%増加し、JAは2.40%増加しており、都道府県段階の業務受託機関が主催する記録管理システム操作研修会に講師を派遣する等により、引き続き業務受託機関に対して利用促進を強く働きかけています。(令和6年度派遣予定：24府県)

○記録管理システムの利用登録割合(令和5年度末→令和6年8月末)

農業委員会 78.2%→78.5%(前年度比 0.3%増)

J A 90.3%→90.1%(前年度比 0.2%減)

○記録管理システムを利用した届出書の作成割合

(令和5年度末→令和6年8月末)

農業委員会 36.88%→39.47%(前年度比 2.59%増)

J A 44.23%→46.63%(前年度比 2.40%増)

6 令和5年度農業者年金業務に係る個人情報保護対策等に関する管理状況等調査について

農業者年金業務を受託している全ての業務受託機関(2,345機関)を対象に、令和6年1月1日現在の農業者年金業務に係る個人情報関係書類の管理及び情報セキュリティ対策等の状況を確認することを目的とした調査を実施しました。調査結果については、分析の上、令和6年6月24日付けで都道府県段階の業務受託機関に対して市町村段階の業務受託機関の管理状況の改善が図られるよう指導を依頼するとともに、この調査により個人情報に記載された書類の保管状況が適切でない業務受託機関に対してフォローアップを実施しました。

今後は、会議等の機会を活用し、個人情報保護対策等の取り組みについて説明していく予定です。